

大阪市監査委員	坂 井 良 和
同	福 田 賢 治
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

### 住民監査請求について（通知）

平成 19 年 8 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

総務局所管の職員研修センターでは、技能職員 2 人に対して実態のない超過勤務時間の申請を認め、違法に超過勤務手当を支給してきたことが、最近の内部情報提供により明らかになった。

内部情報によれば、技能職員は定時に退所しながら、大量の超過勤務時間を申請して、違法に超過勤務手当を受けてきたとのことである。平成 14 年 4 月～16 年 3 月までの 2 年間の超過勤務命令簿で確認すると、常軌を逸した残業時間が記載されている。残業内容は「暖房、冷房、電気設備保守」で日常的な残業の理由にならない。残業が実際に行われていれば、勤務条件としても問題にされねばならないはずである。また、超過勤務命令簿は、まとめ付けをしていたことが一目瞭然である。

管理責任者は超過勤務命令簿の業務を確認せず、まとめ書きや押印を黙認して超過勤務手当を支給して職務に違反してきた。また、所長・副所長は区役所カラ超勤の際の全庁調査でもカラ超勤を報告せず、職場でカラ超勤が続けられていることに対して批判、是正を求める意見が出されたが、これをもみ消し、是正を怠ってきた。

よって、少なくとも違法不当に支出された 14、15 年度のカラ超勤手当技能職員 2 人

分 9,396,425 円を関係者らに返還させるよう、また、これを容認し口止めなどをした責任者に対し、管理職手当の返還を求めたうえ処分を行うなど必要な措置を講ずるよう、監査委員が市長に勧告することを求める。

なお、この事案は住民監査請求の要件である 1 年の期間を過ぎているが、これまで職場内で固く口止めされ隠ぺいされてきたもので、今回の内部情報（平成 19 年 6 月 10 日ごろ）を機に超過勤務命令簿によりはじめて知り得たものであり、期間徒過に正当な理由がある。

## 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

本件請求は、平成 14、15 年度における当該技能労務職員（2 人）による超過勤務に実態が伴わないこと、あるいは必要性のないことなどを知りながらも超過勤務命令を発し、それらに基づき超過勤務手当が支出されるに至ったことは、本市職員による違法不当な公金の支出であるとしてなされたものと解されるが、本件請求の対象については、いずれも当該行為のあった日から 1 年を経過している。

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 2 項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した時は、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。

正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（平成 14 年 9 月 12 日最高裁判決）。

もっとも、一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をしたものが上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときと解される場合には、上記正当な理由の有無は、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（平成 14 年 10 月 15 日最高裁判決）。

請求人は、期間徒過の正当理由について、「これまで職場内で固く口止めされ隠ぺいされてきたもので、今回の内部情報を機に超過勤務命令簿によりはじめて知り得たものであり、期間徒過に正当な理由がある。」と主張しているが、請求人が請求の端緒となった旨主張する内部情報提供（平成 19 年 6 月 10 日ごろ）に先立って、本件請求の事実証明書として添付されている超過勤務命令簿の情報公開請求がなされており（平成 19 年 3 月 21 日請求、4 月 9 日部分公開決定）、遅くともその時点までに監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときと解されること

から、それから約 5 か月経過してなされた本件請求については、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する期間徒過についての正当な理由があるとは認められず、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。

なお、本件請求は、上記のとおり住民監査請求の法律上の要件を満たすものではなく、監査の実施に至るものではないが、通報提供されたとする内部情報が真実であるとするれば看過すべからざる事態である。

特に、超過勤務手当問題については市民の厳しい批判を浴び、監査委員においても、平成 17 年 1 月の区役所超過勤務手当に係る住民監査請求監査の際、返還勧告を行うとともに全所属における調査と厳正な対処を要請したにもかかわらず、本市として対応が不十分であったのであれば極めて遺憾である。

本市においては、早急に事実関係を確認し、しかるべき対応をとるべきと思われるので、この際あえて所感を付記する。